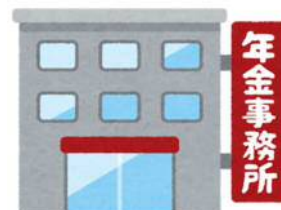


今月の内容

- ◆ 社会保険「算定」と「月変」
- ◆ 「算定基礎届」が届いたら…

社会保険「^{さんてい}算定」と「^{げっぺん}月変」

今年も社会保険の「算定」の時期が近づいてきました。
今号では、「算定」と「月変」について、概要をご説明します。



◎ 算定 -さんてい-

- 社会保険に加入している事業主は、自社の社会保険加入者全員について、4月～6月に支払った給与額を、毎年7月に年金事務所（及び健保組合）に届け出ることになっています。
- ここで届け出た4～6月給与の平均額に基づき、新しい「標準報酬月額」(*)が決定されます。
- この年1回の決定を「定時決定」と言いますが、この際に提出するのが『算定基礎届』であることから、この決定手続きを「算定」と呼んでいます。

※「標準報酬月額」とは

- 社会保険加入者が受ける給与額をいくつかの等級に区分した、仮の報酬月額。
- <保険料>や<保険給付額>を算出する際の基礎となります。
- 等級区分は『標準報酬等級表』により定められており、以下の通り上限と下限があります。
健康保険……第1級 58千円 ～ 第50級 1,390千円
厚生年金保険…第1級 88千円 ～ 第31級 620千円

- 「算定」により決定された標準報酬月額は、当年9月から翌年8月まで適用されます。
〔「月変」（次項参照）に該当したときは、その前月まで適用されます。〕
- 新しい標準報酬月額に基づく保険料は、10月支給の給与から控除を開始します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	-----	8月	9月
			↑		新しい標準報酬月額						

4～6月の給与額を基に「算定基礎届」を作成し、7月に年金事務所等に提出

決定された標準報酬月額は9月から翌年8月まで（または月変に該当するまで）適用

10月支給の給与より、新しい標準報酬月額に基づく保険料を控除

○ 月変 -げっぺん-

- ・『算定基礎届』を提出することにより、当年9月から翌年8月までの標準報酬月額が決定するわけですが、昇給等により個人の給与額が大幅に変動したときは、次回の「算定」を待たずに、標準報酬月額の改定を行います。
- ・この改定を「随時改定」と言いますが、この際に提出するのが『月額変更届』であることから、この改定手続きを「月変」と呼んでいます。

* 「月変」が行われるのは、次の3項目全てに該当したときです *

- ① 固定給の変動（時給・日給単価の変動を含む）または給与体系の変更があった。
- ② 給与変動月から継続した3ヵ月間の平均給与額に基づく標準報酬月額の等級と、現在の等級との間に、2等級以上の差が生じた。
- ③ 給与変動月から継続した3ヵ月間とも、給与の支払基礎日数が17日以上あった。

- ・月変に該当した場合、標準報酬月額が改定されるのは、給与変動月から4ヵ月目です。
- ・給与から控除する保険料額が変わるのは、給与変動月から5ヵ月目です。

〔例〕7月に昇給があった場合

給与変動月	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目
7月	8月	9月	10月	11月
昇給			標準報酬月額改定 (10月月変)	給与から控除する 保険料額を変更

7～9月給与の平均額により、月変に該当するか否かを判断。月変に該当した場合は「月額変更届」を年金事務所等へ提出。

月変該当



「算定基礎届」が届いたら…

- ・6月中旬に、日本年金機構／年金事務所から貴社宛に『算定基礎届』が送られてきます。（健保組合から送られてくる時期は、各健保組合によって異なります。）
- ・弊社に算定業務を委託しているお客様は、茶色A4サイズの封筒が届きましたら、社会保険労務士法人あおぞらにお送りくださいますようお願いいたします。



こんな封筒が届きます。

⇒ **社労士法人あおぞら** へ

